

崎遊協発第4号
平成30年1月15日
(本紙含め4枚)

各支部組合長 殿

長崎県遊技業協同組合
理事長 松尾道彦

「認定遊技機」に関する留意事項等について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、いわゆる「前倒し認定申請」により、本年2月1日から膨大な量の「認定遊技機」が各営業所に設置されることとなりますが、これにより、同一営業所(者)が、同一機種・型式の「検定遊技機」と「認定遊技機」を混在して設置・保管することも想定されます。

ご承知のとおり「認定遊技機」は「検定遊技機」と異なり、
同一都道府県内の同一名義人のチェーン店以外に中古移動
させることはできず、他店との売買等は一切できない。
という制約がありますので、外観が同一の「検定遊技機」と「認定遊技機」を、明確に区分して設置・保管する必要があります。

そのため、平成29年12月22日付け、崎遊協発第305号【「中古遊技機確認書」の一部改正について】により、

「中古遊技機確認書」に記載されている中古遊技機が、「認定申請手続きをしていない検定機」であることをより明確にするため、確認項目の欄の改正がおこなわれた。

こと等についてお知らせしましたが、さらに別紙「留意事項等」記載事項について留意していただき、「認定遊技機」と「検定遊技機」を明確に区分した設置・保管をしていただき、誤りのないようお願いします。

組合傘下店舗への周知をお願いします。

【「認定遊技機」に関する留意事項等】

1 認定通知書の確実な保管と地区遊商等への報告

認定通知書には、認定遊技機の主基板番号、遊技盤番号（本体製造番号等）が記載されているので、確実に保管するとともに地区遊商等へ写しを添えて報告して下さい。

○ 「遊技機の認定申請に関わる業務の実施要領」第11条

営業者は、公安委員会から認定通知書を受け取ったときは、速やかに販売業者を通じて地区遊商又は回胴遊商にその写しを添えて、その旨を報告しなければならない。

2 確認証紙（認定申請用）確認

認定遊技機には、確認証紙（認定申請用）が貼付されているので、これにより「認定遊技機」と「検定遊技機」とを明確に区分して下さい。（中古用の確認証紙もあるので間違えないように願います。）

○ 「遊技機の認定申請に関わる業務の実施要領」第6条

取扱主任者は、認定を受けようとする遊技機について点検確認の結果、異常が認められないときは、当該遊技機1台ごとに、

・ぱちんこ遊技機等については遊技盤の枠番号付近若しくはそれに準ずる位置

に

・回胴式遊技機については筐体部内面

に確認証紙（認定申請用）を貼付する。

※ 貼付箇所の具体例及び確認証紙の見本については、

資料1～ぱちんこ遊技機、資料2～回胴式遊技機

を参照して下さい。

なお、確認証紙の枠の色は

○ ぱちんこ遊技機がオレンジ色、○ 回胴式遊技機が黄色

です。

3 中古遊技機購入時の確認

ネット販売等で中古遊技機を購入する場合は、過失又は故意に「認定遊技機」を「検定遊技機」として販売することも懸念されますので、「認定遊技機」でないことを確実に確認して下さい。

※ 製造業者、販売業者は「認定遊技機」を把握しており、「認定遊技機」であれば、当然、変更承認申請に必要な保証書等の必要書類は発給されません。

4 遊技機の適正排出

今後、不要となる遊技機の増加が予想されますが、遊技機の不法投棄や闇スロ・闇パチ等への不正使用を撲滅するためにも、遊技機リサイクル選定業者への排出等適正排出の徹底をお願いします。

確認証紙について

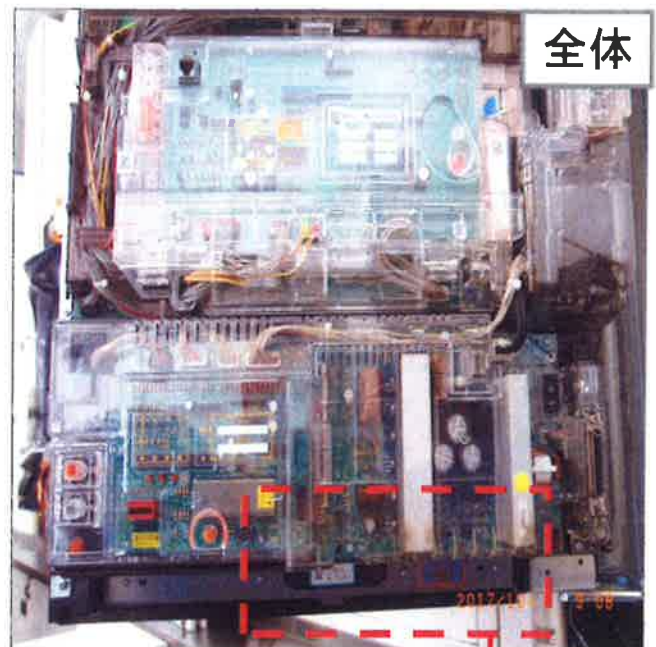
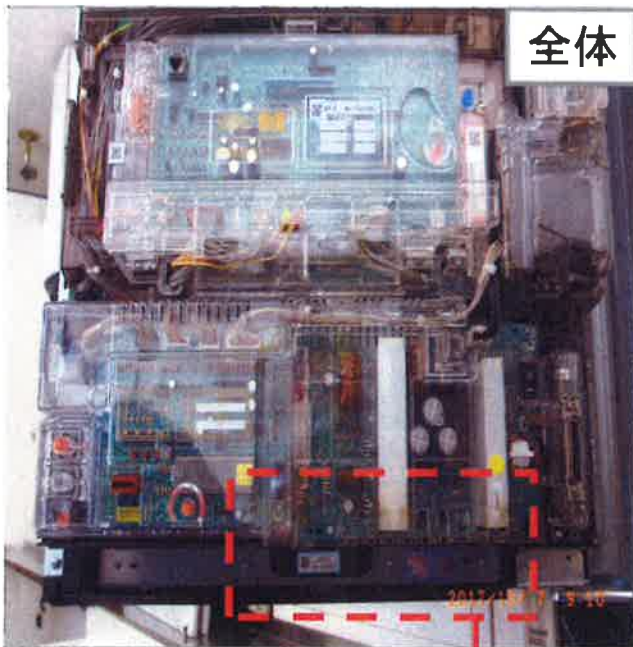
【中古用】



【認定申請用】



【貼付例】



確認証紙貼付例

【中古用】



(原寸大)

【認定申請用】



(原寸大)

【貼付例】

